

参考資料12

第58回司法制度改革審議会議事録(抜粋)

- 略 -

【佐藤会長】 それでは次に、裁判官制度改革につきまして、意見交換を行いたいと思います。お手元には、本年2月27日の第49回会議の議事概要及び議事録を、本日の意見交換の参考にさせていただくためにお配りしております。この議事概要及び議事録には、皆様からいただいた御意見を踏まえまして、大方の意見の一致を見たと考えられるところを私が口頭で取りまとめた内容の記載があります。本日は、この取りまとめの内容などを御参考にしていただきながら、更に最終意見の作成に向けて御意見をいただければというように思っている次第です。

一応、この議事概要の記載の順番に従って、裁判官の指名過程に国民の意思を反映させるための機関、それから、判事の給源という大きな項目、この二つに分けて御意見をいただければと思います。勿論、相互に関連し合っておりますので、適宜御発言いただいて結構でございます。

まず、裁判官の指名過程に国民の意思を反映させるための機関につきまして、御意見をちょうだいできればと思います。

【竹下会長代理】 皆様から御意見をいただく前に、ちょっとお断りをさせていただきたいと思っております。お詫びと弁解ということになるかもしれませんが。

今、会長からお話ございましたように、2月27日の会議の席上では、会長が議論の内容を口頭でまとめられまして、第49回議事録によりますと、「私がここにまとめましたのは、一応のラフな口頭でのものとして、機会を見て、更に代理とも相談しながら、文書化したものをお示ししたいと思っています」と言われております(28ページ。なお63ページも同様)。これは私ども、会長も私も決して忘れていたわけではなく、十分承知をしておったのでございますけれども、大変審議スケジュールが立て込んでおります。そこへ持ってきてまた今度は最終意見に向けていろいろ準備もしなければならぬ。会長は、皆さんよくお分かりのとおり、非常に御多忙でいらっしゃる。そこで、本来から言うと、文書化したものでもう一度取りまとめをさせていただくことになるはずだったのでございますけれども、もうこの段階でございますので、

最終意見書の原案に今日の御審議の内容も取り込んで、この2月27日の取りまとめという意味も含めて、その原案を会長と私の方で相談してつくらせていただきたいと思います。その最終意見書の原案の裁判官の部分が、この2月27日の議論の取りまとめの文書化という意味も持つものだとお考えくださって、御了解いただければと思います。

【佐藤会長】 ありがとうございます。私から本来申し上げなければいかぬことを代理からおっしゃっていただいて誠に恐縮でございますけれども、そういうことで、御容赦賜りたいと思います。

それで、先ほど申し上げましたように、まず、指名過程に国民の意思を反映させるための機関という項目から入りたいと思いますが、御意見をいただければと思います。

49回の議事概要を御覧いただきますと、中央に一つの機関を置くということになっております。名称をどうするかは依然としてペンディングになっているわけですが、主体的に、選考、推薦等を行う機関とするということです。審査の在り方として、そういうまとめ方でございます。設置単位ですが、中央に一つ置くわけですが、勿論、指名権は最高裁が持っておりますので、この機関の決定は最高裁を拘束するというような性質のものではないと思っておりますけれども、主体的に自ら適任者を選考、推薦等を行う機関とする。それを中央に一つ置く。ただ、最高裁も諮問委員会を提案なさったときに、やはり実質的に審議していただく必要があるというような趣旨のことをおっしゃったかと思いますが、実効性を持ってその機関が活動しなければいけないということで、私どもの審議会でもそういう観点からいろいろ議論になりまして、十分な判断資料、人事情報などに基づいて実質的な判断ができるように何らかの仕組み、例えば、概要によりますと、「地域ブロックごとに下部機関を設置するなど」とあるわけですが、そういうものを整備する必要があるだろうということになっております。そして、委員の構成は権威あるものにする必要があるという取りまとめになっているわけでありまして、

よろしゅうございますか。

【藤田委員】 裁判官の任命に関する関係につきましては、議事概要の4ページに、「意見交換の整理」としてまとめられているわけですが、以前、その方向性についてはともかくとして、内容、表現については意見を言わせていただきたいと思いますということをお断りしたわけでありまして、この問題について慎重な配慮を要すると申しますのは、この4に書いてあります、「個々

の裁判の内容を審査するなど裁判官の独立を侵すおそれがないように十分配慮されなければならない」という点であります。会長もおっしゃっておられますように、アメリカ等でも、裁判内容の審査にわたらないようにするという点には非常に神経質に配慮しているということですが、その点を最も重視して制度の立て方を考える必要があるかと思えます。そういう視点から申しますと、審査の在り方につきまして、「主体的に」という言葉が入っておりますが、自ら適任者の選考・推薦を行う機関とするというところまで主体性を認めるというのが如何であろうか。裁判への国民参加等の問題とは違ひまして、裁判官の任命について民意を反映するというためには、任命についての諮問に対して意見を述べるという程度にとどめるのが適当ではないか。主体的に選考、推薦をすと言いますと、個々の裁判官について、その適格性を判断して、それについての意見を言うというふうに取り扱われる恐れがあるのではなかるうかと思えます。

それから、設置単位でございますけれども、中央に機関を設けて、任命の適否についての判断をするということになると思えますけれども、ブロックごとに下部機関を設置するという点は如何なものか。前にも申し上げましたけれども、例えば、名古屋にいて、金沢、富山の裁判官の適格性について判断する資料というのは得られないわけでありまして、もし、そのような資料を収集するとすれば、各地家裁単位、各県単位ということでなければ、その資料を得ることが難しいということでもあります。

また、その各地におきましては、裁判官がその地で執務した間の資料しかないわけでありまして、例えば、その10年の再任の時期に、ある地域の裁判所に赴任してきて、1年なり2年なりで再任の時期を迎えるということもあるわけでありまして、再任について判断するとすれば、過去10年間についての裁判官の執務についての評価、適格性ということになりましょうから、そういう意味では、ブロックごとに下部機関を設置するというのではなくて、もう少しきめ細かく資料を収集する仕組みを考えるということの方が、妥当なのではないかと思えます。

【竹下会長代理】 議論がいろいろな論点に及ぶ前に申し上げておきたいのですが、この議事概要の4ページの、今触れられました「意見交換の整理」というところは、これは事務局がいろいろ苦労してまとめてくださったものでございますけれども、どうもここは議事録の方で申しますと、その前の25ページから始まっている会長の発言の中の第1点イ・ロ・ハ・という項

目分けをしているところをまとめたような感じがするのです。ところが、実際にはその前のページから発言が始まっているわけで、まず第一に、最高裁判所に諮問委員会というものをつくるということが前提でありまして、会長もここを踏まえて言っておられるわけです。

ですから、まず一番の基本は、最高裁判所に、下級裁判所裁判官の指名過程に国民の意見を反映させるための委員会を一つつくるという、これが基本だと思うのです。そこがどうも意見交換の整理のところでは抜けている。それが、この議事概要の「意見交換の整理」では抜けているということを確認しておく必要があります。

次に、その委員会が一体どういう役割を担うのか、あるいはどういう権限を持つのかということが問題ですが、これについては、前回、三つぐらいの考え方があったと思うのです。山本委員や石井委員は、個々の裁判官について意見を言うのではなく、一般的な基準とか任命の在り方というようなことを議論するものであるべきだとの御意見だったと思います。それに対して最高裁の方からは、最高裁が諮問した事柄に対して答えるものとしている。さらに、これらと違って、比較的大勢の委員は、最高裁の諮問に答えるだけでなく、より主体的に自分の方からも適任者がいたら推薦できるという権限も認めてよいのではないかとのことだったと思うのです。

ですから、ここの取りまとめは多数意見で書かれているのだと思いますが、そうだとした場合に、「主体的に、自ら適任者の選任、推薦等を行う機関」という表現が適切かどうかについては、私はちょっと疑問に思うので、「諮問に答え、あるいは自ら推薦をする機関」というぐらいのところでは十分なのではないかと思います。会長を差し置いて恐縮ですが、まず、最高裁に置かれるこの機関の権限について意見を固めていただければ、後の議論がしやすいのではないかと思います。

【井上委員】 私自身も審議の中で、恐らく三つの種類があって、それぞれによって意見を言うやり方というのは違ってしかるべきではないかということをお願いしたつもりです。

一つは、判事補になる場合で、これは、ほとんど司法研修所を修了した人が対象となるわけですので、そこから情報を得て、一括して選考するということになるだろうと思うのです。

もう一つは、判事補を10年なら10年やった人が判事に任命される場合で、この場合には、希望者のリストというのがあって、これについてどうですかと意見を求める形に恐らくなるだろ

うと思うのです。これですと、言葉として何と呼ぶかは別として、実質は諮問的な形態になるだろうと思います。

3番目の類型が弁護士さんを中心として、大学の先生もいるかもしれませんが、判事に任官する場合で、この場合には、それぞれそれまで仕事をしていたところに情報があるわけですから、それをどうやって実質的な情報を吸い上げていくというか、収集していくか。この情報には当然評価というものも入ってくると思いますので、それを推薦だとかいう言葉で表してもかまわないと思うのですけれども、そういう三つの種類があるので、今、代理がおっしゃったように、基本的には中央に機関があって、諮問もあるけれども、しかし主体的な推薦もあるというのがあるべき姿かと、私自身はそういうふうに思うのです。

【中坊委員】 今、井上さんがおっしゃった三つの場合はそれぞれ考えられるとして、とにかくいろんな経験を経て判事に選任されるという場合があるというのは分かるんですけども、主としてここで問題になっているのは、おっしゃった三つのジャンルではなしに、4番目のジャンルとして、判事になっておいて、再任の時期に今おっしゃっている問題が一番出てくる。最高裁事務総局が唯一やっておったことでいろいろ問題が起きているということから、この審議会もあったことになっていると思うんで、その場合に最高裁に、単に透明な手続、あるいは民意を反映したのものとしての形が必要だということは分かった。しかし、裁判官の再任のときの実質的な情報というものを地方からどう吸い上げるかということが、今言うように問題になっているところではないかと思うんです。

【井上委員】 その場合は、私の申した2番目の類型と同じだと思います。再任も、初めての任命も、任用は任用ですので、その場合にこれまでどういう仕事をしてきたかという情報は当然吸い上げていかないといけない。そのところは、ちょっとはしょってしまったのですけれども。

【中坊委員】 だから正確に言えば、判事補から判事になる場合と、判事から再任されて判事になるというのか、その場合はあるということです。そういう場合に、それなりに判事としての実績があるから、その実績というものを、どこでどのように評価して、それにまた民意がどのように反映していくかということを考えなければいけない。そのための中央に一つの諮問、それが推薦か諮問かは、ちょっと別に置いたとして、何らかの民意が反映するようなものの委員会が

必要だということは一一致した。

問題は、その委員会が必要な情報を中央だけにまとめてしまうと、また前と同じようなことに、最高裁事務総局が人事権を全部握ったと同じようにならないかということから、やはり地方のブロックにおいて、いろいろな実績というものをみないといけない。

藤田さんは、そのブロックから意見を聞くのはいいけれども、その個々の裁判官の独立を侵すようなものになってはならない。だから、まさに佐藤会長がおまとめいただいたように、そこは十分配慮したどういう制度がよいかということでおまとめいただいておりますので、私は基本的に言えば、この間、まさに議事概要のところ、意見の交換の中で、その他としてわざわざ藤田さんの言われたことまで配慮させていただいているんだから、基本的には、私は、このおまとめいただいた文案でいいのではないかなと思います。それを更に議論していけば、今、藤田さんのおっしゃるようないろんな意見もありますけれども、要するに、我々の最大公約数として決まったのはどこですかと言われれば、まさに議事概要にお書きいただいた範囲のもので、私たちとしては、それよりももうちょっとそこが問題ではないかという点は、いろいろ意見を言うのはいいけれども、まとまったものはやはり、そこら辺りが最大公約数としてはまとまったものとしてとらえていく必要があるんです。それを最終意見のところへ、本当はまだどういふふうに文章をつくっていただけるのかは、お任せというよりも、その段階で、もう一度見せてもらえるということになるのではないかというような気がするんです。

【井上委員】そこは全く同意見なのですけれども、竹下代理が言われたのは、もう一つ足りないのではないかということなのでしょう。

【竹下会長代理】一番最初に、最高裁判所にそういう諮問委員会的なものをつくるということは、これは当然なのですけれども、そこはやはり押さえておかないといけないのではないかと。

【佐藤会長】それは、議論の流れから言っても当然のことではないかと思われま。むしろ、名称をどうするか、諮問委員会でいいのか、あるいは何かもっと適当な名称があるのか、最後まで仮称になるのかどうか分かりませんが、今日御意見があれば、その辺も是非伺っておきたいということでもあります。

【井上委員】 大くりに言えば、民意を反映させるような機関を設けるべきであるということで、それは、諮問に答えることもあれば、自ら選考ないし推薦することもある。そういうことならば、皆さんの合意が得られているところではないですか。

【佐藤会長】 27 日にもその種のことを井上委員がおっしゃり、私も同じような意見を持ったのですが、それがストレートに概要で出ているわけではありません。そういうまとめ方をしたわけではありませんが、議事録を御覧いただくとお分かりになると思いますけれども、中央に置かれるその委員会は、実質的に事を決める、しかし、その中身としては、司法修習を終わってすぐ判事補に任用するときもあるし、判事補から判事に任命する場合もあるし、再任の場合もある。だから、審議の仕方はケースによってそれぞれあるでしょう。直接的にはそういう言い方をしているんです。どっちから説明するか、初めから幾つかのカテゴリーがあるよと言って、そこから説明していくか。この委員会はこういう任務ですよと、しかし、その中身はそれぞれカテゴリーに応じていろいろあり得ますよという説明をするか、私はそれは説明の仕方だと思っているんですけれども。

【井上委員】 実質は、恐らくそう違わないと思うのです。あとは、書きぶりの問題で、いきなりこういうところから書いているので、ちょっと誤解を生まないかというのが、恐らく代理の言われたことだと思うのです。

【竹下会長代理】 そうですね。

【佐藤会長】 誤解を招かないように、十分整理したいと思います。

【井上委員】 修文を慎重にお願いします。

【竹下会長代理】 そうですね。いきなり「主体的に自ら適任者の選考」と出てきますから、誤解と混乱を招きやすいのです。最高裁につくるのは当たり前だといっても、その委員会は何をするのか、いかなる権限を持つのが重要なのでしょうか。どういう権限を持つのかを抜きにして、まず中央に一つつくると言ってみても、何のためにつくるのか分かりません。この整理で

は何かここだけが自発的に、最高裁から諮問を受けるのではなくて、ここが主体的に適任者を選んでいくのだというように受け取られるので、それでは困るのではないかということです。

【鳥居委員】 私は、この第49回の議事録のどこかで申し上げてあるはずなんですが、私の考えている何らかの仮称諮問委員会的なものの本来の持つべき性格は、裁判のシステムそのものの第三者評価と、それから個別の裁判官の第三者評価と、この二つの使命を持つべきだと思うんです。そして、第三者評価という言葉をあえて使うのは、もっと正確な言葉を使うと、国民による評価ということを書きたいわけですが、それを言ってしまうと、余りにもぎらぎらしたことになるので、要は第三者評価と言っているわけですが、そういう性格を持っているということを最高裁も理解していただければ、非常にうまく国民評価が行えるような、ある種の評価システムを日本の司法制度の中に組み込むことができるんじゃないかと思うんです。

【高木委員】 主体的にという言葉は、少なくとも、最終的な手続の権能は最高裁に憲法上もあるわけですが、それをより自主的に国民主権に沿ったものにするための方法論を模索しようということではないかと思います。そのキーワードはこの主体的と言うか、独立して民意を反映できる機構だと考えます。議論の経過からすると、そういうことではなかったかなというのが私の認識なんですが、その際、諮問とはどんな中身を、どういう形で行うことなのか。今、判事補のケース、あるいは、判事1回目のとき、2回目のとき、いろんなケースがあり得るんですが、こういう方が手を挙げられましたがいいですかというのが諮問の中身なのか、もうちょっと抽象的に今年度の任用はどうするんですかというレベルの諮問なのか、その辺いろいろ諮問の仕方、中身、勿論最終的には最高裁としての吟味があるんでしょうが、その辺によっていろんな取り方になるんだろうと思います。

ここの審査の在り方のところを読みますと、受けようとする者にアクセスなどという表現があり、これは手を挙げる人の場合についてだろうと思いますが、それについて選考の基準やら、スケジュールなどを明らかにして、透明性に留意をしてやっていくという仕組みをつくったらどうでしょうかということですから、竹下会長代理がおっしゃる諮問ということも、この内容を見れば明らかなことではないかなというように文章から読めるんですけれども。

【竹下会長代理】 諮問という言葉は、このまとめには出てこないですね。その前のいろいろな主な意見の中には出ていますが。

【高木委員】 これはネーミングや言葉遣いの問題などもあり、諮問何とか委員会と言ったら、それを諮問する行為が要るんでしょうし、だから要するに、裁判官の何て言うんでしょうか、選考委員会と言うのか、推薦委員会と言うのか、そうなれば、その行為をやればいいわけですし、ただ、最終的には最高裁に任命リストを提出する権限があるわけですから、そこでわざわざその言葉を括弧の中に書いてあります。これは当然のことですが、ただし書きが書いてあるわけですね。

【竹下会長代理】 それはもう、そのとおりなのですが。

【高木委員】 だから、ちょっと御心配の向きがよく分からないと。

【竹下会長代理】 いやいや、このまとめ方だと中身がよく分からないからですよ。要するに、今、高木委員が言われたように、また井上委員が言っておられるように、新任の判事補を採用するというときは、恐らく最高裁が一括して、今度はこういう人たちが判事補に任官を希望している、これが全部適任でしょうか、これらの者を判事補に指名してよろしいでしょうかという諮問をするのでしょうか。それをここで審査して、結構ですと、そのうち不適格者がいれば、この人は不適格者ですというようなことをする。再任のときも、私は基本的には同じではないかと思っていますのです。

しかし、そのほかに自ら手を挙げるという方もおられるから、そういう人については、言わば推薦委員会的な機能になるわけです。その実質が決まれば、名前はその実質に合うように決めればよいので、推薦委員会と言ったからこうだとか、諮問委員会と言ったからこうだというのは逆だと思うのですよ。

【高木委員】 それはもう名前より、中身をどうするかの問題だと思います。だから、基本的には手を挙げた人を審査するわけでしょう。

【竹下会長代理】 そうすると、個別にみんなここへ申し込まないといかぬということになるのですか。最高裁の方から諮問するというようなことはないという前提ですか。

【高木委員】 最高裁のつくっているリスト、その中に非適格な人がおられたら遠慮していただく。それはある人が10年間この仕事をやりたいという御意志をお持ちになるのなら、それで10年というのは一つのタームとして、法的にも限られているわけですから、次のタームが自動的にあることが前提ではない仕組みのはずですから、当然みんな応募するということになるのではないですか。

【佐藤会長】 多数の応募者が出てくるかもしれませんよね。

【高木委員】 応募が私は大前提だと思いますよ。応募しない人のリストをつくって、それを審査しろなんて。

【竹下会長代理】 そういうことを申し上げているわけではありません。

【吉岡委員】 私も、再任以降については、再任されたいとか、それから弁護士から任官したい場合に、任官したいと言ったときには、判断材料はある程度あると思うんです。ですから、そこで、では諮問委員会なのか、推薦委員会なのかということになると、名前にこだわらないという考え方と、こだわるという考え方と両方ありますね。諮問委員会と言ったときには、最高裁がこの人はどうですかと言った場合に、それに対して答えるということで、それ以外は答えないという、それが諮問だという狭い考え方で考えた場合には、ちょっとそれではいけないのではないかなと思います。

ですから、そういう意味で言えば、推薦委員会の方がいいと思うのですが、これは内容の方が問題だと言えます。

それから、判事補の問題なのですが、判事補になる場合は、司法研修所を出たときに、判事補になりたいというか、裁判官になりたいと希望された方の中から決めていくという、そういうことになりますから、それは諮問委員会であっても、推薦委員会であっても、学生時代のと言うか、司法試験に合格する前からの実績しかないのです、裁判官として、あるいは弁護士としての実績は全然ないわけです。そういう人をどうやって判断するのかということになるので、

判事補になる段階で判断することは非常に難しいと思います。むしろ、少し社会的な経験をしていただいて、その段階で判断するというのであれば、まだ判断のしようがあるのではないかと思います。ですから、判事補になりたいという人の判断の仕方と、再任あるいは弁護士任官の場合とで、少し違うのではないかなと、素人の私の考え方なんです。

【佐藤会長】 それは、ケースによってですね。

【中坊委員】 私自身は、過去の、私たちがこの司法制度改革審議会で審議するときに、まさに我々の審議会の概要のところにも書いてあるように、いわゆる裁判官の指名を受けようとする者への指名過程へのアクセスの透明度。それから、確かに民意が反映していると、それが分かるということ、それをおざなりのものではないと、形だけのものではないということを行うために、ここに主体的にという表現が使われて、主体的にという言葉が、今、竹下会長代理がおっしゃるように、ちょっとそれは問題ではないかというのは、もう一遍お考えいただくにしても、やはりそういうのが、おざなりのものではないということだけは、きちんとしておくという意味では、みんなが一致しておったんだから、そこは我々としてもはっきりさせておく必要がある。

そのことに関して、よく世の中で最初は判事補になりたいと言って、それを拒否された、任官拒否だと言って、いろいろ問題がありましたね。だから、そういうことのないようにというのが、やはり我々の今回の一つの改革の、そういうものをも踏まえてのことですから、だから、そこがちゃんと行われるということが必要だということだと思えます。

だから、確かにそれを表現して主体的にという言葉がいいのかどうかは、これは確かにおっしゃるように、ちょっと最終意見書でどういふふうにお考えいただくかですけれども、しかし、おざなりのものであったり、あるいは透明性がなかったり、あるいは民意が反映していないというようなものにはならないということだけは、ちゃんとくっておく必要があると、こういうふうだと思います。

【井上委員】 いつも同じようなことを言って申し訳ないのですけれども、そう大きく違ってないという気がしてきました。実質はほとんど同じで、ただ、最初に、そういうものを設けますよと

いうところから出発せずに、いきなりその部分がきているのは座りが悪いのではないかというのが代理がおっしゃっていることで、実質的にはそうなのだということではないですか。

【佐藤会長】 だから最高裁にそういう委員会を一つ置くということ、これは皆さん、当然の前提でしょう。

【井上委員】 あとは、高木さんがおっしゃったように…。

【高木委員】 もっと直接的に言えば、諮問ということで、最初に最高裁のセレクションありきではないということをはっきりしておけばいいんです。

【佐藤会長】 議事録の3ページのところですが、このときの審議に入るときに、中間報告のことをまず紹介して、「最高裁判所も、こういうように指摘されているところであります」として、「『名簿登載の決定過程が最高裁判所の内部手続として運用され、第三者の関与する場面がなかったために、国民の目から見て、採用が適切に行われているのかどうか分かりにくいものになっていたことは否めない』とした上で、『この点を改善し、国民の裁判官に対する信頼感を高めるため』に、『裁判官指名諮問委員会』を設置する」と言われたことを指摘しました。

そして、「前回のヒアリングを踏まえて、我々は若干意見交換をしたわけでありませけれども、何らかの委員会を設置するという、そして、その委員会の機能が、形式的、名目的ではなくて、実効性を持ったものでなければならないということについては、ほぼ共通の認識」ができたのではないかと述べて、ここから入っているわけです。

そして、それを持たせるためにどうするかということについて 27 日にいろいろ御議論をいただいて、主体的という言葉が適切かどうかはともかくとして、そういうまとめ方になったという経緯があります。

そこで、さっきからいろいろ御議論いただいているような趣旨はこのまとめの中に包み込まれているのではないかと。そして審査するときには、事柄に応じていろいろあるかもしれないことであって、ここで、この場合はこうだ、あの場合はああだというように詰め切るのはなかなか難しいことなんで、それは、実際にこの委員会をつくるときに、具体的に考えていただくということなんでないかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

それで、藤田委員がおっしゃったように、裁判官の独立について慎重である必要がある。これは申し上げましたけれども、アメリカもすごく神経質に対処しているようです。外国もそうですから、それは当然のことではないかと。

【藤田委員】 今、皆さんがおっしゃったように、幾つかのジャンルがあって、その間でちょっとニュアンスが違うんですね。ですから、裁判官の独立が一番問題になるのは、判事補から判事への任命、判事の再任という、要するに、既に裁判官としての実績があって、それをどう評価するかという場面が一番裁判官の独立に関係があるんです。ですから、それについてはかなり神経質にやらなければいけない。

そうすると、例えば、あの裁判官は医療関係事件で患者側を負かしたとか、著名事件で無罪判決をしたとかというようなことで適否を判断されるようなことがあってはならないということです。一方で、例えば、外部の弁護士、あるいは大学教授から裁判官に任命する这种情况は、これはもう推薦でもいいのかもしれませんが。しかし、全体として、裁判官の独立ということについて、何か誤解を招くような表現があってはならない。名は体を表すと言いますから、主体的に選考すると言われると、ちょっと問題がある。その表現、内容について御勘考願えればと思います。

【中坊委員】 今、藤田さんのおっしゃられるところまで言われると、ちょっとやはり異論がある。確かに裁判官の独立は大切だし、またわざわざここにお書きいただいて、私も重要だというのは認めますよ。しかし同時に、独立が独善に終わっているという批判が利用する立場からはあるわけですから、それを独立の名の下に、私らが全部やったんだからそれには一切触れるなというのはおかしい。やはり裁判結果を国民が見ているわけですから、個々の事件がどうだああだというのは確かに独立を侵さないようには注意しないといけないけれども、同時に、他方でそれが裁く側だけの論理でやってはいけないよということもしっかりしていかないと、それが主体的にはいいかどうかはちょっと別問題にして、その点はお互いによくわきまえた上で書いてもらう必要はあると思います。

【佐藤会長】 時間も限りがあります。そうでないとまた6時以降になりますから。

これは先ほど私が申し上げたような趣旨で御理解いただけないでしょうか。そして裁判官

の独立に対する配慮がものすごく重要だということは、全体をセットとして最終意見で書き込ませていただきます。実際の文章、表現ぶりなどについては、最終意見を見る中でいろいろまた御指摘をいただきたいということで、この問題はいかがでしょうか。よろしゅうございますか。

【北村委員】 それはいいんですけども、今のに関連してですけども、議事概要のところ、一つはそのときの議論をだんだん思い出してきたんですが、ちょっと思い出すのが遅くて申し訳ないんですが。先ほど藤田委員がおっしゃいました地域ブロックの下部機関を設置するところが非常にそのときに問題になりまして、私も申し上げたと思うんですけども、ここの議事概要の書き方ですと、「下部機関を設置するなど」と書いてあるんですが、「何らかの仕組み」というふうに会長がそこをぼわっとした感じでまとめられたと思うんですね。

ですから、地域ブロックごとに下部機関を設置するという点については、下部機関の性格についての考え方が分かれていて、まだそこはまとまってはいない、でも何らかの情報をくみ上げる仕組みは必要であると。

【佐藤会長】 そうなんです。これも議事録を御覧になるといろいろ意見が出ているんですけども、情報を提供するというか、「評価」という言葉が適切なのかどうか分かりませんが、何らかの判断がそこに入らないで、まさに情報の収集・提供機関だけなのか。「評価」といういろいろな別の問題が出て、こうだああだという話になるのかもしらぬのですけども、そこは非常に悩ましいところでして、単なる情報の収集・提供機関ということかどうなのかは、ここでは詰まっていないと思うんです。

ただ、そこは少し括弧に入っているところがあるんですけども、そういうものはやはり設けないとダメなのじゃないか、中央に置かれる委員会の実効性が薄くなるというか、実効性を欠くという心配があって、そういう裏付けが必要だろうというところは、皆さん共通の御認識があると思うんですけども。そこを難しく議論すると、またなかなか。

【北村委員】 相当難しかったと思うんです。

【佐藤会長】 単なる情報収集をしてということになるのかどうかというのは、ここは制度設計するときはどうなりますかね。

【北村委員】 そうなんですね。

【藤田委員】 結局は全国から情報を集めざるを得ないと思うんですね、10年間なら10年間を評価するとなると。そうすると、地方機関といっても、その地方で在任中の資料は、各地家裁ごとだと思いますけれども、それだけでは足りないということになり、結局、全国的な資料収集をしなければならなくなります。

【佐藤会長】 最高裁の人事、あれは、高裁単位でその管内のことを大体考えるということではないんですか。長官とか事務局長とかで。

【藤田委員】 人事評価ですか、任命ですか。

【佐藤会長】 任命というか、ここにこういう裁判官がいるからと。

【藤田委員】 異動ですか。それは地家裁の所長と高裁長官が協議し、高裁長官がまた最高裁と協議します。全国的な規模での異動になりますから、まず高裁単位で考える。高裁の中では、地家裁所長を集めてそこで協議をするという形で運んでいるわけです。

【吉岡委員】 実態はいろいろあると思いますし、細かく考えていくとすごく大変なんですね。それで「何らかの」というのはとてもまい表現だと思ってはいるんですけども。

【佐藤会長】 それしか言いようがないと思うのです。

【吉岡委員】 やはり任命についても人事制度についても、透明性、客観性があるのかというのが利用者一般の意見ですから、そういう意見を反映して、それこそ何らかの工夫をする必要があるということが、ここで言われていると思うんです。

それで、具体的な個々のことになるとかなり意見の違いがあることは、もう今までの意見でも十分分かっているところだと思いますので、その辺を踏まえて、取りまとめの最後の文章のところは多分後から文章が出るのだと思いますけど、とりあえずは。

【北村委員】 鳥居先生がおっしゃったことで、私は、第三者評価の機関をつかって、最高裁にしても日弁連にしてもそれを評価するということは必要だと思っているんです。何回かここで申し上げている。それが、指名諮問委員会とは別だと私は思うんです。その指名諮問委員会が外部評価をするというのはおかしいだろうと、その外部評価の機関がこの指名諮問委員会についての評価を行うとかということはある得ると思うんです。

ですから、そういう第三者評価機関をどこかにつけてやるというようなことについてのまとめは、今まではっきりとしたことはなされていないのかなと。そのことについてどこで申し上げればいいのか分かりませんので、今ちょっと申し上げました。

【佐藤会長】 さっき紹介しましたように、最高裁判所も諮問委員会に関して第三者的なという言葉を使っているんです。

【北村委員】 それとは別だと。

【佐藤会長】 だから、第三者という言葉、あるいは外部という言葉はどういう意味で使うかにもよりますので、それを今ここで持ち込んで議論すると。

【北村委員】 だから、別の問題として、お考えおきいただければということなんです。

【山本委員】 この議事概要というものの性格がよく分からないんですけども、ここで書かれている「主な意見の概要」というのは、いきなり中央に一つ置くのか、地方と中央であるべきかという話がずっと並んでいて、「意見交換の整理」のところでは「審査の在り方」、要するに役割がここで出てきますね。これは49回の議事の概要としては、4ページですが、いきなり中央に一つ置くべきか、いや、地方にも要るのではないかという意見交換が延々と続いていて、またいきなり整理のところでは「審査の在り方」というのが出てきて、ここで任務があるんですけども、この任務がよく分からない。

ですから、さっきも少し出ていますが、判事の任用と再任のときに全員について判断するのか、あるいは地方にもし置くとすれば、地方の裁判所に欠員が出たときの判事をだれにするか、そういうことまで地方の諮問委員会なるものがやるのか。

【佐藤会長】 いや、だから、地方にはどういう機関を置くのか、何らかの仕組みを。

【山本委員】 だから、そもそもどういう役割なのかという議論が煮詰まっていないのに、いきなり中央に一つとか何とかという意見があるのはいかがかなと。

【佐藤会長】 中央に一つ置くということが大前提です。

【山本委員】 何をやるのかというのが示されていないんじゃないでしょうか。それは相当議論したはずですよ。

【竹下会長代理】 ですから、最初に申し上げたように、中央に一つ置いて、それが何をやるのかというところをまず押さえなければいけないということですよ。

【佐藤会長】 指名をするときの実質的な判断をそこでやっていただく、しかし、その実質的な判断の中身が、先ほどから言っているように、カテゴリーに応じていろいろあり得るだろうと。だから、それを、この場合はこうだああだと、ここですべて細かく制度設計するのは難しいでしょうということを、先ほどから申し上げているんです。

【山本委員】 指名というのは具体的には何ですか。

【佐藤会長】 指名というのは、最高裁が内閣に名簿を出すということです。

【竹下会長代理】 要するに、判事として任命をするべき者を指名する。

【山本委員】 任用と再任ということですね。

【竹下会長代理】 そうそう。

【井上委員】 さっき北村先生がおっしゃったのは全く別の問題で、それは中間報告では司法参加のところに書かれていますね。裁判所、弁護士会、検察庁を含めて運営への参加という形で国民の声を何らかの形で反映させるべきだと、そういうところの問題として位置付けられているのですよ。

【北村委員】 それは中間報告とは違うんですよ。別の問題として、それは中間報告にあるんですけども、それ以後、余り詳しく議論されていませんよね。場所場所ではちょこちょこっと出てきているんですけども、私はそれを最終意見にきちっと入れていただければいいなという希望を持っているものですから。

【佐藤会長】 それは、弁護士についての苦情処理のところでありました。裁判官についても、私ちょっと申し上げた記憶があるんですけども、今の訴追委員会には、いろいろな苦情が持ち込まれ過ぎているのではないかと。井上委員もちょっとそれに関連して発言されたことがあったと思いますけれども、本来、裁判官についても苦情の問題があるはずなんです。それをどういう仕組みで処理するかという問題があるんです。ただ、裁判官の独立との関係で相当微妙な問題があって、それ以上には立ち入ることなく、大体その辺の議論で終わっているんです。

【北村委員】 私が申し上げたいのは裁判官とか弁護士とか、そういう人だけではなくて、制度全体について、システムについても評価なんです。それも含めて。

【佐藤会長】 家庭裁判所の運営にかかわる委員会がありますし、そういうものをもっといろいろと考える必要があるのかもしれない。

【北村委員】 そういうことなんです。それで終わっちゃっていますでしょう。

【井上委員】 その点についてはその後議論していませんので、今この段階で…。

【北村委員】 入れるのは難しいということですか。

【井上委員】 難しいというか、実際に議論していないわけですから。

【中坊委員】 全く議論していないわけではなしに、弁護士会の運営についても、裁判所の運営についても、検察庁の運営についても、国民の意見が反映されるようにしなければならないということまでは一致しているんですね。だから、中間報告で一致しているんだから、そこから先、それを更にどのような制度設計するかということまでは、確かにおっしゃるよう

に行っていないというだけのことであって、我々のものがすべてを全部決めるというのは非常に難しいと思いますね。この審議会としては方向付けをしないと、今日まさに審議する推進機構とか、何かのところをまさに具体的に制度設計していくわけだから、我々としては方向付けと大きな意味をちゃんと明らかにしておけば、また必要性等を明らかにしておけば、それで我々の審議会としては、一応その役目は終わって、次の段階に移らないといけないと思いますね。

【佐藤会長】 では、いろいろ御意見がありましようけれども、3時になりますので、この問題は一応さっきのような取りまとめにさせていただきます。今日、27日の審議がどこまで深まったのかはいささか何ですけれども、これはこれで一応終わらせていただいて、休憩を10分挟んで、2番目の給源の問題に入らせていただきます。

では、休憩いたします。3時10分に再開します。

(休憩)

【佐藤会長】 早速始めます。

裁判官制度についても一つ、判事の給源の問題、判事補の他職経験関係について御議論いただきたいと思います。時間も大分押し迫っております、残り時間は取れないと思えますけれども、少し意見交換していただいて、イメージをもう少しはっきりさせることができると思えます。

【水原委員】 その前に申し訳ございません。もう時期を失したのかもしれませんが、先ほどおまとめいただきましたことについて、ちょっと意見をよろしゅうございますか。

【佐藤会長】 はい。

【水原委員】 井上委員もおっしゃったけれども、先ほど来、諮問委員会にするかどうかは別として、この委員会の設置について、内容的には大きく異なるものではないと思います。ただ、おまとめいただいた柱立て、順番、この辺りでちょっと誤解を招くような感じがございます。と申しますのは、「設置単位」として取り上げているところに問題があるわけで、一番最初にそ

れを持ってきて、最高裁判所に対して裁判官の任命に関する意見を提出する機関を地方に置くとともに、十分な判断資料、人事情報等に基づき、実質的な判断ができるよう、何らかの仕組みを整備する必要がある。その整備する仕組みの内容については、いろいろな方法がございましょう。だから、何らかの仕組みということでまとめられたことは非常に結構だと思いますが、それを一番最初に持ってくる。その次に、3の「委員会の構成、委員の選任方法」を持ってきて、3番目に、その委員会における審査の在り方をどうやるべきかというふうを持ってくる。それで、4番目に「その他」のところを持ってきますと、皆さん方の御意見、そのままが出てくるのではないかという気がいたしますので、決してこの柱立てにこだわるつもりではございませんが、愚見を申し上げておきます。

【佐藤会長】 ありがとうございます。最終意見の作成のときに御参考にさせていただきます。

給源の方はいかがでしょうか。判事補の他職経験のところではありますが。さらに、時間の関係もありますので、特例判事補制度のところも含めてやっていただいて結構です。

- 略 -